

変 更 案	現 行
<p>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</p> <p>第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</p> <p>1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民対策保護本部の設置 文部科学大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。 省対策本部の組織、職務代理の順その他省対策本部に関し必要な事項については、別に定める。 省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕等に省対策本部の連絡窓口等を通知する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第2章 国民保護措置の実施体制の確立</p> <p>第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</p> <p>1 文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民対策保護本部の設置 文部科学大臣は、政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。 省対策本部の組織、職務代理の順その他省対策本部に関し必要な事項については、別に定める。 省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕等に省対策本部の連絡窓口等を通知する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</p> <p>第3節 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p> <p>1 復旧、復興事務体制の整備 (1) 文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策本部、復興対策班 武力攻撃災害の復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策本部を設置する。 また、武力攻撃災害の復旧、復興対策に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策班を設置することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第4章 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁が実施する国民保護措置に関する事項</p> <p>第3節 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p> <p>1 復旧、復興事務体制の整備 (1) 文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策本部、復興対策班 武力攻撃災害の復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・文化庁復興対策本部を設置する。 また、武力攻撃災害の復旧、復興対策に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策班を設置することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

別表

生活関連等施設の安全確保の留保点の対象となる生物剤及び毒素

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属(チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス)、アレナウイルス属(ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス)、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2、H5N1、H7N7若しくはH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。)、エボラウイルス属(アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス)、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属(サル痘ウイルス、痘そうウイルス)、シンプレックスウイルス属Bウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属(アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨーウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス)、フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス)、フレボウイルス属(SFTSウイルス、リフトバレー熱ウイルス)、ベータコロナウイルス属(MERSコロナウイルス、SARSコロナウイルス)、ヘニパウイルス属(ニパウイルス、ヘンドラウイルス)、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。)、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス

別表

生活関連等施設の安全確保の留保点の対象となる生物剤及び毒素

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属(チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス)、アレナウイルス属(ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス)、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2、H5N1、H7N7若しくはH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。)、エボラウイルス属(アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス)、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属(サル痘ウイルス、痘そうウイルス)、コロナウイルス属SARSコロナウイルス、シンプレックスウイルス属Bウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属(アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨーウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス)、フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス)、フレボウイルス属(SFTSウイルス、リフトバレー熱ウイルス)、ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス、ヘニパウイルス属(ニパウイルス、ヘンドラウイルス)、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。))